

教職員・学生の皆さまへ

STOP!

それ研究不正行為です!!

— 研究不正行為とは —

故意又は研究者としてわきまえるべき
基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為

捏造

研究成果の作成又は報告の過程において、データ(実験、観測、観察又は解析により得られる数値又は情報をいう。)として実在しないものを使用すること。



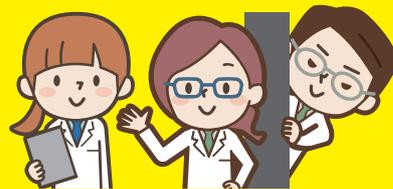
改ざん

研究成果の作成又は報告の過程において実在するデータを改変して使用すること。



盗用

研究成果の作成又は報告の過程において先行する他人の研究成果(未公表のものを含む。)を他人のものであることを知りながら、それを示さないで使用すること。



※文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」では、上記の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を特定不正行為と定義しています。

二重投稿

印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

不適切な オーサーシップ

研究成果の発表物(論文)の「著者」としての要件を満たさない者を著者として記載すること。著者としての要件を満たす者を著者として記載しないことなど。



神戸大学



学術研究に係る
不正行為防止への取組み